



**山原治**  
 行社税  
 会政保理  
 险書勞務士  
**税経労務通信**  
**事務所**

編集発行人  
 山原治  
 税理士  
 社会保険労務士  
 行政書士  
 〒910-0003  
 福井市松本4-2-4  
 加藤ビル2F  
 TEL 0776(21)2470(代)  
 FAX 0776(24)3311  
 URL <http://www.yamahara-office.jp>  
 E-mail [info@yamahara-office.jp](mailto:info@yamahara-office.jp)

蓮

◆ 5月の税務と労務

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 国 税／4月分源泉所得税の納付                     | 5月12日 |
| 国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)           | 6月2日  |
| 国 税／9月決算法人の中間申告                     | 6月2日  |
| 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 6月2日  |
| 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)         | 6月2日  |
| 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付           | 6月2日  |
| 国 税／特別農業所得者の承認申請                    | 5月15日 |

5月

(卓月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日  
 6日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

地方税／自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

**官報の電子化** 法律の公布や会社の決算公告などが掲載される「官報」が、今年4月1日から電子化されました。官報はこれまで、全国の官報販売所での販売などを通じて発行される紙媒体を「正本」とし、併せてインターネット上でも公開されていましたが、4月からは「官報発行サイト」に掲載される電子版が正本となりました。

ワン  
ポイント

## リベート キックバック

# 売上割戻しの課税関係



### 売上割戻しとは

一定の金額や一定の数量の売上割戻しを達成した販売店などに対し、契約に基づき売上代金の一部を控除することを、「売上割戻し」といいます。売上割戻しは、卸売業や製造業などにみられる取引で、リベートやキックバックなどとも呼ばれます。

似たような取引に「売上値引き」がありますが、売上値引きは売上金額や数量が少なくても購入したときに値引きを行うものであるのに対し、売上割戻しは一定の金額や数量以上の売上があつたときに、後日に割戻しを行うものです。

### 売上割戻しの計上時期

(1) 売上割戻しは、売上日から期末日をまたいで後日に支払いを行なうことがあります。その場合、翌期以降の支払いに備えて、決算時に未払金などの勘定科目を用いて計上することができます。その場合の課税関係は次のようになります。

(1) 次の3つの要件のすべてを満たす売上割戻しについては、

事業者が取引先に対して、その仕入代金の一部を払い戻すりべートなどは、売上割戻しとして原則、全額が損金となります。しかし、交付方法によっては交際費等に該当するため、ポイントを整理し確認します。

売上日の属する事業年度の収益の額から減額することができます。

① 売上割戻しの金額の算定期準が契約や取引慣行などにより相手方に明らかにされていること、又はその事業年度終了の日において内部的に決定されていることとするなど合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により、売上割戻しの金額が算定されること

② 過去における実績を基礎とするなど合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により、売上割戻しの金額が算定されること

③ ①を明らかにする書類及び②の算定の根拠となる書類が保存されていること

### 一定期間支払わない場合

(2) 売上割戻しの金額の通知をして、一定の場合を除きその売上割戻しの金額の通知をしてた日または支払いをした日の属する事業年度の収益の額から減額します。

売上割戻しの金額について、相手方との契約などにより、特約店契約の解約や災害の発生などの特別な事実が生ずるときまでや、5年を超える一定の期間が経過するまで相手方名義の保証金などとして預かることとして、取引先が売上割戻しの利益の全部または一部を実質的に享受することができないと認められる場合には、その売上割戻しの金額は、現実に支払った日の属する事業年度の売上割戻として取り扱われます。

ただし、現実に支払う前に、実質的に取引先に売上割戻しの利益を享受させることとした場合には、享受させることとした日の属する事業年度の売上割戻として取り扱われます。

### 売上割戻しが交際費等になる場合

売上割戻しを金銭ではなく、



物品を交付することにより行うことがあります。

このとき、取引先である事業者が交付された物品を棚卸資産や固定資産として販売する、もしくは使用することが明らかな物品（以下、事業用資産）である場合や、その物品の購入単価がおおむね3000円以下の少額なもの（以下、少額物品）である場合には、その交付の基準が売上割戻しの算定基準と同一である場合に限り、交際費等に該当しないものとされます。言い換えれば、交付した物品が事業用資産に該当しない場合には、少額物品を除きその物品を交付するため必要とする費用は、交際費等に該当することになります。【図参照】

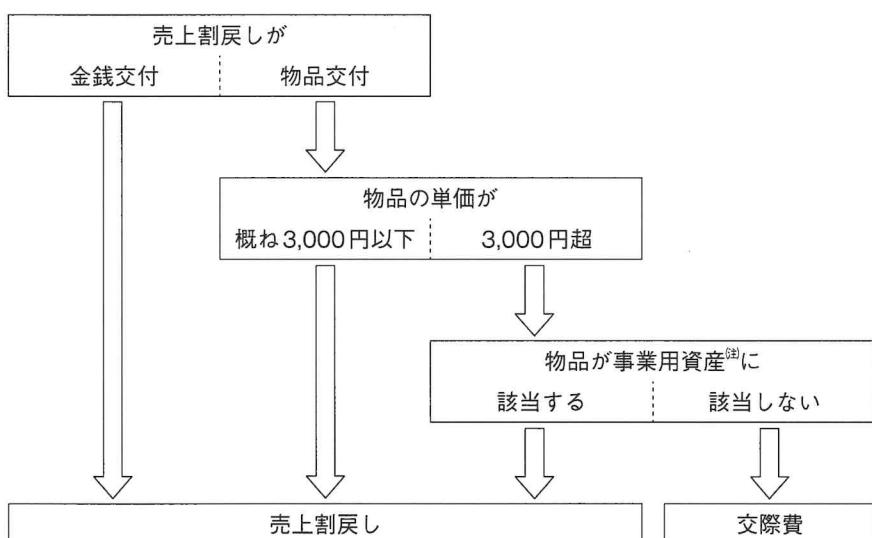
少額物品であるかどうかの判定の要素となる購入単価は、通常の取引単位ごとの金額によるものとされています。ただし商品券のように引き換えることのできる物品の種類が特定されないものについては、券面金額に関わらず交際費等になります。また、物品ではなく取引先を

旅行や観劇などに招待する場合は、売上割戻しと同様の基準で行われるものであっても、旅行や観劇などに招待するためにする費用は交際費等になります。

#### 金銭などの交付を受けた場合

反対に、取引先が行った売上割戻しによって金銭の交付（いわゆる「仕入割戻し」）を受けた事業者は、交付を受けた金銭を収益として計上する必要があります。計上時期は、仕入割戻しの算定基準が購入価額または購入数量によっており、かつその算定基準が契約などの方法により明示されている場合は、購入した日の属する事業年度です。それ以外の場合は、仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度になります。

図 売上割戻しまたは交際費の判定



(注) 事業用資産に該当するか否かは、取引先の業種や業態によって異なりますが、おおむね次のようなものは事業用資産に該当するものと考えられます。

- ① 商品陳列棚、レジスターなど事務用として確実に用いられる什器備品
- ② 商品運搬用の貨物自動車
- ③ 従業員の使用する作業服など

## 税務行政のデジタル・トランスマーチューン

国税庁は令和5年6月に、「税務行政のデジタル・トランスマーチューン—税務行政の将来像2023ー」を公表しました。これは令和3年6月に公表されたものが改定され、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化の促進の3つの柱に基づいて、施策を進めるとしています。

令和5年の公表から2年が経ち、3つの柱のうち①納税者の利便性の向上については、どのように変化したのでしょうか。

まず、e-Taxに関するソフト等の増加に伴い複雑化した導線を簡素化するため、「受付システム」「e-Taxソフト（WEB版）」「e-Taxソフト（SP版）」などのソフトを統合し、スマートフォン・タブレット、パソコンのどちらからも利用可能なソフトに改善されました。

受け取つた場合を  
満期保険金等を

生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取つた場合に、所得税または贈与税のいずれかの課税の対象になります。取人が同一人の場合、満期保険金等を一時金で受け取つたときは、公的年金等以外の雑所得として、所得税が課税されます。

負担者と受取人が異なる場合、贈与税が課税されます。満期保険金等を年金で受領する場合、贈与税が課税されます。年金を受け取る権利に対して贈与税が課税され、毎年支払いを受ける年金について、年金受給権相当部分とそれ以外の部分に振り分けた上で、所得税が計算されます。なお、一時払養老保険等で保険期間等が5年以下のものなど一定の保険は、源泉徴収だけで課税関係が終了します。

納税環境については、キャッシュレス納付の多様化に向け、スマホアプリ納付ができるようになりました。これは、国税スマートフォン決済専用サイトから、納税者が利用可能なPay払いを選択して納付委託する方法です。また、ダイレクト納付の利便性を向上させるため、e-Taxで申告書などのデータを送信する際に必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日（法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日）に自動的に口座引落しにより納付ができるようになりました。

令和5年1月から、個人向けにe-Taxのアカウント画面において、自身の基本情報や還付金等の処理状況、各種届出の提出状況などの確認、所得税の青色申告承認申請などの一定の申請を簡易に行うことができる「マイページ」の提供が開始されました。また令和5年9月からは、機能は限られるものの、法人向けe-Taxマイページの提供も開始されました。

### 5月の税務 ピックアップ

#### 自動車税

4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている人は、自動車税種別割（いわゆる自動車税）の納税義務があります。また、年度の途中で自動車の新規登録をした場合は、新車・中古車を問わず、登録月の翌月から年度末までの月数により自動車税が課税されます。逆に廃車（抹消登録）の場合は、4月から抹消登録の月までの月数により課税されます。

構造上専ら障害者の方が使用する自動車など、一定の要件に該当する場合には、納税者からの申請に基づいて自動車税が減免されます。また、環境負荷の小さい自動車に対する自動車税の軽減措置や、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対する重課措置があります。自治体によっては、ZEV導入促進税制（電気自動車や燃料電池車に対する軽減措置）を実施しているところもあります。